

オミクロン株に対する水際措置の強化について

緊急避難的対応として、予防的観点から当面1か月の間、以下の措置を講じる。

1. 外国人の入国停止

11月30日以降外国人の入国を停止する。

※既存の査証発給済者を含む。

※11月30日午前0時前に外国を出発し、同時刻以降に到着した者は対象としない。

2. 日本人等の入国規制強化

●以下の国・地域からの帰国者等に対する指定施設待機措置を追加する。

10日間待機国：アンゴラ（これにより、計10か国）

6日間待機国：イスラエル、英国、オランダ、イタリア（計4か国）

3日間待機国地域：豪州、ドイツ、チェコ、デンマーク、香港、フランス、
カナダ（オンタリオ州）、ベルギー、オーストリア
（計9か国・地域）

※11月29日正午現在。今後、各国の状況により追加等がありうる。

※10日間待機国は11月30日午前0時から適用を開始する。6日間待機国及び3日間待機国・
地域は12月1日午前0時から適用を開始する。

●ワクチン接種者を含め、全ての日本人等の帰国者等に14日間の待機を求める。

3. モニタリングの強化等

（1）オミクロン株に係る指定国からの入国者について、入国者健康確認センターの健康フォローアップを強化する。

（2）変異株サーベイランス体制を強化する。

4. 感染症危険情報の引上げ

アンゴラ、モザンビークについて、レベル2からレベル3に引き上げる。

5. 入国者総数の引下げ

入国者総数について、11月26日から引き上げた1日5,000人の措置を停止し、
12月1日より、1日3,500人目途に引き下げる。